

条例第 5 条第 1 項第 3 号または第 4 号に係る課税免除に関する明細書

事務所 または 事業所	所在地	大津市・・・・
	名称	◇◇産業（株） 滋賀支店

申請者が排出した産業廃棄物		申請者が当該産業廃棄物を搬入した中間処理施設(滋賀県所在)					当該産業廃棄物が搬入された最終処分場			条例第 5 条第 1 項 該当号
種類	重量 (トン)	搬入日	産業廃 棄物管 理票交 付番号	名称	所在地	処分方法	搬入日	名称	所在地	
木くず	111.5	R2.10.10	○○○	△△処理施設	草津市・・・・	焼却	R2.11.10	●●埋立場	三重県津市・・・・	3号
廃プラスチック類	208.3	R2.10.10	○○○	△△処理施設	草津市・・・・	破砕	R2.11.10	●●埋立場	三重県津市・・・・	3号
金属くず	150.1	R2.10.10	○○○	△△処理施設	草津市・・・・	破砕	R2.11.10	●●埋立場	三重県津市・・・・	3号
金属くず	150.1	R2.10.10	○○○	△△処理施設	草津市・・・・	破砕	R2.11.10	●●埋立場	大津市・・・・	課税
3号該当重量合計	469.9									
4号該当重量合計										

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

2 申請者が申告に係る期間内に滋賀県所在の中間処理施設に搬入した産業廃棄物について記載してください。

3 「条例第 5 条第 1 項該当号」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例第 5 条第 1 項第 3 号に該当し課税免除となる場合は「3号」、同項第 4 号に該当し課税免除となる場合は「4号」と記載してください。

4 搬入先の中間処理施設における処分後の残さが 2 カ所以上の最終処分場へ搬入された場合においては、「申請者が排出した産業廃棄物」の「重量」の欄、「当該産業廃棄物が搬入された最終処分場」の欄および「条例第 5 条第 1 項該当号」の欄は、最終処分場ごとに区分して記載してください。この場合において、申請者が排出した産業廃棄物の重量については、最終処分場別の重量が明確な場合を除き、最終処分場数で重量を案分して記載するとともに、当該最終処分場に滋賀県所在の最終処分場が含まれる場合は、当該最終処分場についても記載し、「条例第 5 条第 1 項該当号」の欄には「課税」と記載してください。

条例第5条第1項第5号に係る課税免除に関する明細書

事務所 または 事業所	所在地	大津市.....
	名称	◇◇産業(株) 滋賀支店

申請者が産業廃棄物を搬入した再生施設			申請者が搬入した産業廃棄物	
名称	所在地	処分方法	種類	重量(トン)
〇〇処理施設	大津市.....	破砕	コンクリートがら	101.0
△△処理施設	草津市.....	破砕	コンクリートがら	326.7
5号該当重量合計				427.7

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。